

令和5年度第3回 教育改革推進会議

教職員の働き方・仕事の進め方改革について

教職員の働き方・仕事の進め方改革の
方向性について

令和6年3月21日（木）

1 本市の現状

国の考え方

- ✓ 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月）
 - ☞ 教員の「勤務時間」の考え方、勤務時間の上限の目安時間（月45時間、年360時間等）等が示された。
- ✓ 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示（令和2年1月）
 - ☞ 実効性を強化するため、上記ガイドラインを「指針」に格上げ



各教育委員会においては、**条例等の整備その他必要な措置**を講ずることとされた。

1 本市の現状

本市の背景

ある先生の1日



翌日の授業準備、会議・打合せ、学校運営に必要な業務のほか、教材研究や、
中学校では、部活動指導業務も、所定の勤務時間外にも対応している状況

「時間外在校等時間」＝「在校等時間※1」－「所定の勤務時間※2」

※1 教員が校内に在校している時間及び校外で業務に従事する時間を外形的に把握した上で合算し、そこから「休憩時間」及び「自己研鑽の時間その他業務外の時間」を除いた時間

※2 休日以外の日における正規の勤務時間

1 本市の現状

「教職員の働き方・仕事の進め方改革」 (1/4)

国の考え方を受け、本市では、令和2年6月に

「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」を一部改正

「川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定

時間外在校等時間の上限

「原則」	「臨時的な特別の事情による場合」
・ <u>1か月</u>当たり <u>45時間以内</u> ・ <u>1年間</u>当たり <u>360時間以内</u>	・ <u>1か月</u>当たり <u>100時間未満</u> ・ <u>1年間</u>当たり <u>720時間以内</u> ・ 直前の1か月～5か月の期間を加えた各期間における <u>1か月当たりの平均時間</u>が <u>80時間以内</u> ・ <u>45時間を超えた月数</u>が <u>6か月以内</u>

1 本市の現状

「教職員の働き方・仕事の進め方改革」 (2/4)

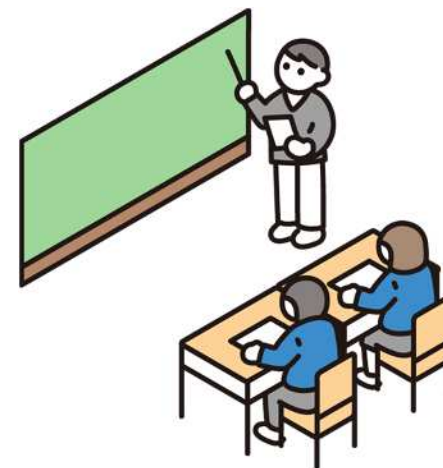
教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務遂行できるように、学校業務における業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保等、さまざまな取組を総合的に推進するための

「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」(平成31年2月)を策定

学校を取り巻く環境や当初の取組期間(～令和3年度)の取組状況を踏まえ、

「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」

(令和4年3月)を策定



「教職員の働き方・仕事の進め方改革」 (3/4)

「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」では、次の3つの視点を柱として、教職員の負担軽減と意識改革の取組を推進

視点1 学校における業務改善・支援体制の整備

各学校における業務改善の支援、通知表所見欄の見直し、欠席等連絡システムの導入、学校運営協議会の設置拡充 など

視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保

教職員事務支援員等の効果的な配置、部活動指導員の配置拡充、専門スタッフの効果的な配置、法律相談体制の確保 など

視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革

学年始休業の変更、学校閉庁日の実施、部活動指導業務の見直しに向けた取組、出退勤時刻の管理 など

「教職員の働き方・仕事の進め方改革」 (4/4)

「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組（一例）

学年始休業の変更

令和5年度から新年度初日の4月1日から始業日までの平日を最低3日間確保し、新学期への準備期間にすることで、年度当初の多忙な状況を改善

全校種にて「変更」済み！

通知表所見欄の見直し

小学校においてより良い評価の在り方を検討し令和5年度前期通知表所見欄の記載を見直し、保護者に伝えるべき内容は面談等を通じてより丁寧に伝えることとし、子どもと向き合う時間を確保

全小学校にて「見直し」済み！

留守番電話の設置

勤務時間外における留守番電話を設置したことで、電話連絡対応が縮減し、授業準備等に専念できるようになるとともに、勤務時間を意識した働き方につながっている。

全小・中・特別支援学校に「設置」済み！

教職員事務支援員等の効果的な配置

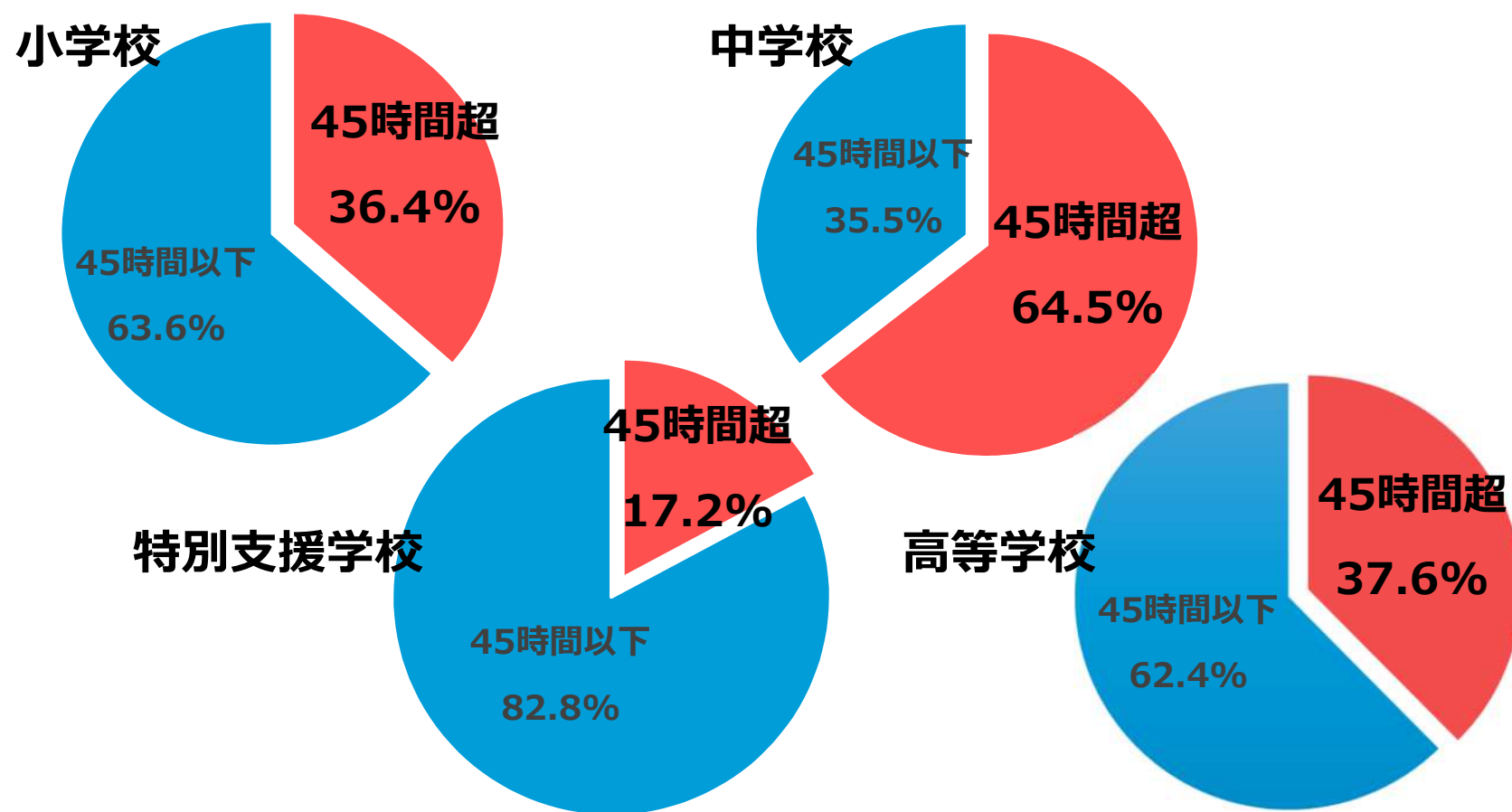
教職員事務支援員等を小・中学校全校に配置することで、印刷や配布物の仕分けなどの事務的な業務の負担が軽減され、子どもたちと関わる時間が増えるとともに、授業準備や教材研究の時間を確保

全小・中学校に「配置」済み！

2 課題

本市の時間外在校等時間の状況（1/3）

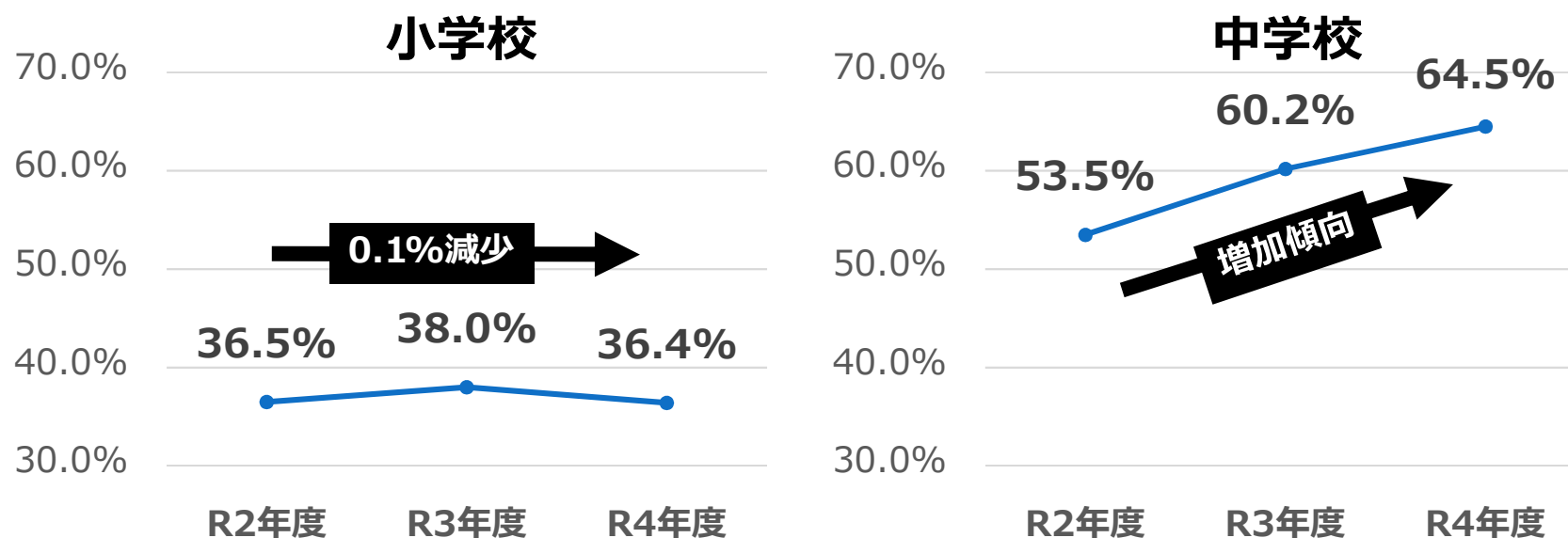
時間外在校等時間が1か月45時間を超える教員の割合（令和4年度平均）



2 課題

本市の時間外在校等時間の状況（2/3）

時間外在校等時間が1か月45時間を超える教員の割合の推移



令和2年度と4年度を比較した場合、小学校は0.1%減少しているものの、中学校では、令和2年度以降増加傾向にある。

（1か月80時間超の割合は、小学校で2.6%減少、中学校で6.9%増加）

本市の時間外在校等時間の状況（3/3）

“なぜ時間外在校等時間は
縮減されないのか”

時間外在校等時間の上限超過の主な要因

時間外在校等時間の上限を超過した要因について、各学校にヒアリングを実施

小学校、中学校ともに

- 一定の時期に業務が集中している
- 一部の職員に業務が偏っている
- 若手職員など一部の職員へのフォローを行った
- 病休者の発生による対応

により上限を超えたという状況で、
特別支援学校及び高等学校も同様の傾向



時間外在校等時間の上限超過への対策

各学校の時間外在校等時間の縮減に向けた取組事例

✓ 時間内での本来業務遂行に寄与するもの

(時間割や業務の見直し、人的支援の活用、部活動指導の見直しなど)

✓ 業務偏りの解消に寄与するもの

(負担の平準化、校務分掌の削除や項目統合などの見直し)

✓ 学校の教育力向上に寄与するもの

(初動対応の適正化などの業務遂行に当たっての支援、風通しのよい職場風土の醸成)

✓ 意識改革に寄与するもの

(勤務終了時刻を意識するための管理職による声掛け・面談、
階層別研修、講師派遣による学校現場の意識改革研修など)

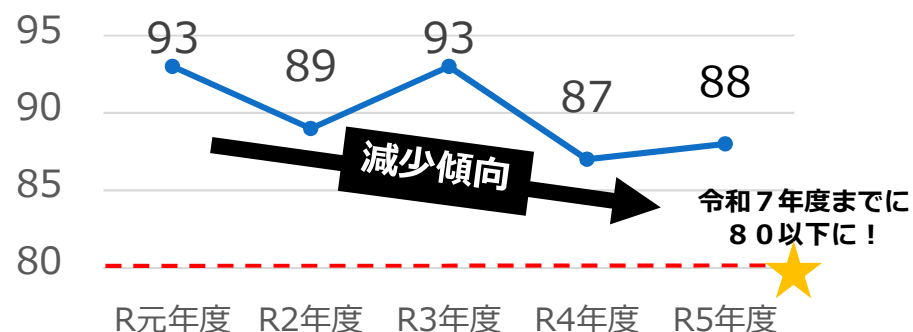


働きやすさの“質”の向上

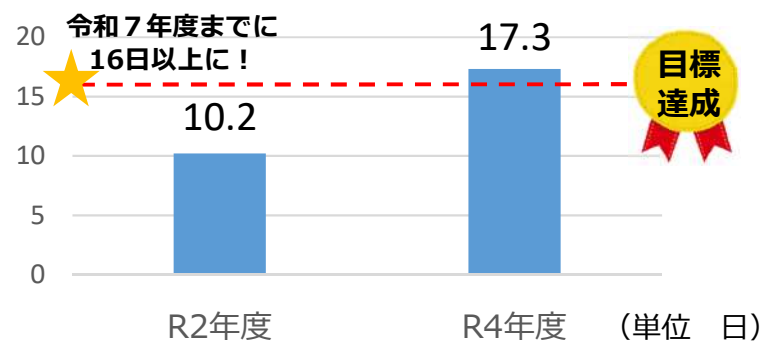
長時間勤務は、子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に影響を及ぼしかねない大きな問題である一方、**一律の時間外在校等時間の縮減の推進は、教職員のモチベーションに影響する懸念がある。**

「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」では、**働きやすさの“質”を向上する目標**「**総合健康リスクの低減**」「**年次休暇取得日数の増加**」を設定

学校における総合健康リスクの平均値



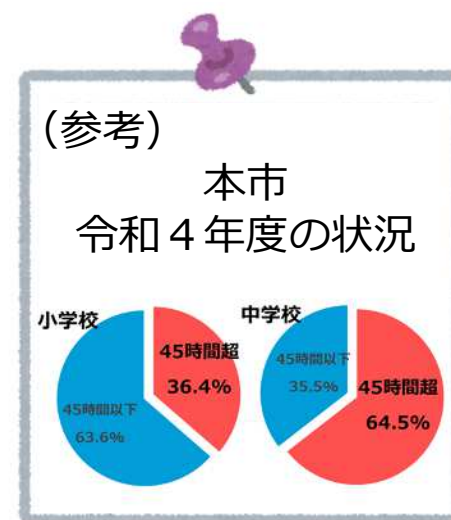
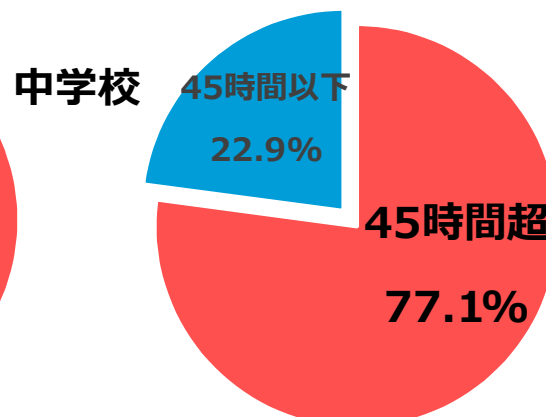
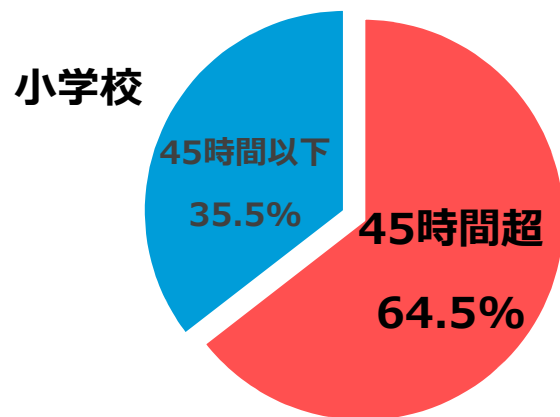
年次休暇の平均取得日数



「総合健康リスク」… 全国平均を100とした場合のストレスチェックの集団分析結果における市立学校全体の平均値

課題の解決に向けて（1/5）

国が令和4年度に実施した、**教員勤務実態調査速報値**（1週間当たりの教員の総在校等時間）をもとに算出（※）した、時間外在校等時間が1か月45時間を超える教員の割合



※ 「時間外在校等時間が1か月45時間を超える教員の割合」

≡ 「1週間当たりの教員の総在校等時間50時間を超える教員の割合」

※ 教員勤務実態調査では、1週間の勤務実態を調査したものであるため、調査対象週と調査対象週以外の週の在校等時間が同一だと仮定した場合の数値

$(1 \text{ 週間当たりの総在校等時間 } 50 \text{ 時間} - 1 \text{ 週間当たりの正規の勤務時間 } 37 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}) \times 4 \text{ 週}$

課題の解決に向けて（2/5）

中教審の提言「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」
（令和5年8月）

【緊急提言】

教師を取り巻く環境整備について（中略）市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき、主体的に以下の各事項に取り組む必要がある。

- 1 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
- 2 学校における働き方改革の実効性の向上等
- 3 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実

平成31年の中教審の答申で示された、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づいた役割分担や適正化を推進するもの など

課題の解決に向けて (3/5)

学校・教師が担う業務に係る3分類

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の職務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

課題の解決に向けて（3/5）

学校・教師が担う業務に係る3分類

基本的には学校以外が担うべき業務

- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
- ④ 地域ボランティアとの連絡調整

※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

課題の解決に向けて（3/5）

学校・教師が担う業務に係る3分類

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑤ 調査・統計等への回答等（事務職員等）
- ⑥ 児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）
- ⑦ 校内清掃（輪番、地域ボランティア等）
- ⑧ 部活動（部活動指導員等）

※部活動の設置・運営は法令上の職務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置
多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策
について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

課題の解決に向けて（3/5）

学校・教師が担う業務に係る3分類

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨ 給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
- ⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
- ⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
- ⑫ 学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
- ⑬ 進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）
- ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（第213号）（平成31年1月25日）

課題の解決に向けて（4/5）

他都市の取組例 「②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応」関係

（福岡県春日市立春日西中学校）

小中学校、PTA、自治会、警察機関等で、生徒指導上の課題等について課題を共有し、その解決に向けた協働による支援を充実。PTAと地域住民による声掛けを徹底

他都市の取組例 「⑦校内清掃」関係

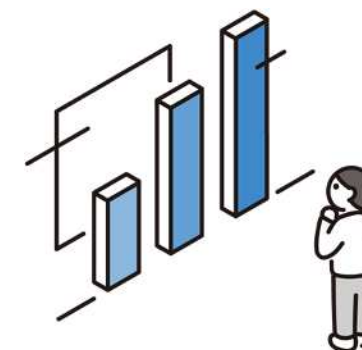
（横浜市教育委員会）

教職員が行っていたプール清掃業者を希望する全学校で民間事業者や障害者就労施設に外部委託し、負担軽減を図ることで、教職員が本来行うべき業務に時間を使えるようにしているほか、校内清掃などの軽作業や教室のワックスがけを障害者就労施設に外部委託するモデル事業にも取り組んでいる。

課題の解決に向けて (5/5)

本市の教職員の勤務実態調査を実施 (R5年度)

勤務実態調査として、教員の多忙感や勤務に対する意識調査を実施するとともに、さらなる業務改善の可能性を視野に、小学校及び中学校校長との意見交換会を実施



部活動改革の検討 (R5年度)

中学校の時間外在校等時間の上限超過の一因には、部活動指導業務があるため、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員の配置人数を拡充、部活動の実態とニーズ把握のためのアンケート、川崎市立中学校の部活動に係る懇談会を実施



3 今後の取組の方向性

3 今後の取組の方向性

今後の取組の方向性

今後の進め方

- ✓ 学校現場と教育委員会事務局が対話しながら、課題を把握し対応
- ✓ 短期的にできるものは、速やかに「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の取組期間中に検討・実施し、長期的な対応を要する課題については、次期方針を策定し、改革に向けた取組を行う予定

